

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

資料5-3

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大井町 松田町	富士急モビリティ 株式会社	(1) 相和・金子循環(往路・1・3便)	大井町 役場	足柄上 病院入 口	大井町 役場	17.6km 循環	189日	378回			路線定期運 行	①	新松田駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と接続	③
	富士急モビリティ 株式会社	(2) 相和・金子循環(復路・2・4便)	大井町 役場	足柄上 病院入 口	大井町 役場	17.6km 循環	189日	378回			路線定期運 行	①	新松田駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と接続	③
	富士急モビリティ 株式会社	(3) 西大井・金子循環(往路・1・②便)	大井町 役場	新宿	大井町 役場	13.65km 循環	240日	240回			路線定期運 行	①	新松田駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と接続	③
	富士急モビリティ 株式会社	(4) 西大井・金子循環(復路・2便)	大井町 役場	新宿	大井町 役場	13.65km 循環	189日	189回			路線定期運 行	①	新松田駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と接続	③
	富士急モビリティ 株式会社	(5) 相和・金子循環(往路・①便)	大井町 役場	赤田	大井町 役場	32.68km 循環	51日	51回			路線定期運 行	①	新松田駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と接続	③
	富士急モビリティ 株式会社	(6) 相和・金子循環(復路・③便)	大井町 役場	赤田	大井町 役場	32.68km 循環	51日	51回			路線定期運 行	①	新松田駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と接続	③
	富士急モビリティ 株式会社	(7) 登下校ルート(1便)	いこい の村あ しがら	柳	大井町 役場	往9.15km 往のみ	202日	101回			路線定期運 行	①	上大井駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と近接	③
	富士急モビリティ 株式会社	(8) 登下校ルート(2・3便) (3便のみR7.10、R8.2～R8.9)	大井町 役場	篠窪	いこい の村あ しがら	往13.75km 復13.75km	202日	176回			路線定期運 行	①	上大井駅バス停で地 域間幹線系統新松田 小田原線と近接	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。